



大原 功 議員
無会派

問 市議選の公営費用の適正化をはかれ！

答 再発防止に全力！

問 公費負担分の返還書類を取りに来たのはなぜか。
答 総務部長 住民監査請求に基づき認められない部分があり、返還したい旨の申し出があったため。

問 認められない部分とは。
答 総務課長 ①選挙連動用自動車について看板や拡声器などを含めて請求していた。②もともと年間契約していた車を、公費負担してもらったため、重ねて請求した。

問 リース契約中の車を改めて公費請求することは二重契約ではないのか。
答 総務課長 選管としては、本人が誤解していたこのことで、お返し頂いた。監査の不備はあったのか。

答 総務課長 書類上に不備はなく、監査としても適正である。

答 市長 公職選挙法に基づき、公費が適正に扱われているかとの趣旨で住民監査請求があり、ポスター、自動車の使用について調査した。

自動車使用については誤りがあった。一部、リース中の車両を選挙期間中に使用し、公費請求可能と勘違いされていた。これは明らかな過失である。当人は深く反省しており、民法上の法定利息を加算して返還して頂いた。

問 今後、このような間違いが起こらないようにするにはどうしていくのか。
答 総務課長 候補者説明会の折、間違いが起こらないよう、丁寧に説明をする。

